

大切な子どもたちを社会全体ではぐくんでいくために

「奈良っ子はぐくみ条例」

を制定しました



なぜ条例ができたのかな？

全ての子どもたちが、将来に夢と希望を抱き健やかに成長できるよう、県の基本的な考え方や推進する施策などを明らかにするため、この条例が作られました。



どんな内容なのかな？

3つの基本理念や4つの基本的施策の柱をはじめ、県の責務、市町村や関係機関などとの連携・協力、県民の皆さまや関係団体の役割などを定めています。



3つの基本理念

- ①子どもの最善の利益を優先する
- ②子どもの成長の可能性を最大限に拡げる
- ③子どものはぐくみを社会全体で支える

4つの基本的施策の柱

①子どもの健やかなはぐくみ

- 地域における多様な活動を通じたはぐくみ
- 相互に尊重し合う心を培うはぐくみ
- 子どもの意見の尊重 など

②経済的困難を抱える家庭への支援

- 子育て家庭への経済的支援
- 母子家庭等への生活上の支援 など

③困難な状況にある子どもへの支援

- 児童相談所の体制整備等児童虐待対策の充実
- 児童養護施設や里親等、社会的養護の充実 など

④子育て家庭への包括的な支援

- 子育て家庭が抱えるさまざまな困りごとに対応する体制の整備

